

契 約 書 (案)

広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）
とは、次のとおり、広島市立広島市民病院（以下「広島市民病院」という。）に設置する飲料用自動販売機（A）の運営に関する契約を締結する。

（許可）

第1条 発注者は、広島市民病院の患者、職員その他来院者等（以下「患者等」という。）に良質に飲料を提供するため、受注者の責任において飲料用自動販売機を運営することを受注者に許可する。

（運営）

第2条 受注者は、飲料用自動販売機の運営にあたっては、仕様書のとおりの内容を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書の内容と異なる飲料用自動販売機の運営をしようとするときは、事前に文書をもって申請し、発注者の承認を得なければならない。

3 発注者は、飲料用自動販売機の運営が仕様書の内容と相違すると認めた場合は、受注者に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

（物件）

第3条 発注者は、別紙1に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を受注者に貸し付け、飲料用自動販売機の運営の用に供するものとする。

2 前項の貸付物件に設置した飲料用自動販売機等が、利便性の考慮及び施設の変更その他の理由により、発注者が貸付物件を変更せざるを得ないと判断し、受注者に移設を請求したときは、受注者は、受注者の負担により、発注者が指定する新たな貸付物件に飲料用自動販売機等を移設させること。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

（営業開始日）

第5条 飲料用自動販売機の営業開始日は、令和3年4月1日とする。

（経費負担区分）

第6条 飲料用自動販売機の運営に伴う発注者及び受注者の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 発注者の負担

基本電源工事

(2) 受注者の負担

ア 飲料用自動販売機の維持管理及び補修

イ 飲料用自動販売機の運搬及び移設

ウ 電気メーター（副メーター）の設置

別紙2に掲げる飲料用自動販売機のうち、別図上の番号1、2、3、13及び14については、受注者が設置し、その費用を負担すること。

エ 光熱水費

広島市立病院機構固定資産貸付に係る光熱水費算定基準に基づき、次に掲げる計算式に基づく請求があった場合には、遅滞なく納付すること。

$$\left[\begin{array}{l} \text{光熱水費の請求額} = \text{本メーターによる月額使用料} \times \text{飲料用自動販売機に係る副} \\ \text{メーターの表示する月間の使用量} / \text{本メーターの表示する月間の使用量} \end{array} \right]$$

オ 飲料用自動販売機専用のごみ箱の設置及び使用済み容器の回収

2 発注者及び受注者いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する費用については、双方協議のうえ、定めるものとする。

（売上代金の帰属）

第7条 飲料用自動販売機の運営による売上代金は、すべて受注者に帰属する。

（報告）

第8条 受注者は、その月の売上高について、翌月25日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を発注者に提出すること。

（監督）

第9条 発注者は、飲料用自動販売機の運営について、その全般にわたり受注者を監督し、必要があると認める場合は、改善に必要な調査及び指示を行うことができる。

（固定資産貸付許可等）

第10条 受注者は、第3条に規定する貸付物件を使用するにあたっては、使用前に固定資産貸付申請書を発注者に提出し、発注者の貸付許可を受け、固定資産貸付料を納付すること。許可期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。ただし、令和4年度以降の貸付許可については、使用する1か月前までに当該申請書を発注者に提出すること。

2 受注者は、前項の貸付許可にあたっての条件を遵守すること。

3 受注者は、固定資産貸付料を、発注者の請求に基づき、毎年4月末日までに発注者に納付すること。

（固定資産貸付料を除く手数料）

第11条 受注者は、前条第1項に定める固定資産貸付料とは別に、飲料用自動販売機の月額売上高に を乗じて得た額を手数料として、まとめてその翌月末日まで発注者に納付すること。

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

（転貸等の禁止）

第12条 受注者は、貸付物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、飲料用自動販売機の運営を第三者に行わせるときは、その者の商号、所在地、代表者氏名及び担当責任者その他必要な事項を発注者に届け出ること。

(許認可に必要な届出)

第13条 受注者は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うこと。

(装飾等)

第14条 受注者は、飲料用自動販売機の設置にあたっては、装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に発注者の承認を得ること。

また、変更する場合も同様とする。

(取引)

第15条 受注者は、飲料の仕入その他飲料用自動販売機の運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うこと。

(搬入出等)

第16条 受注者は、物品の搬入出及び鍵錠の授受等については、発注者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第17条 受注者は、善良なる管理者として貸付物件を管理し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期すこと。

2 受注者及びその従業員の責に帰すべき事由により、貸付物件を滅失又は毀損したときは、発注者の請求するところに従い、直ちに損害を賠償すること。

(苦情等の処理)

第18条 受注者は、飲料用自動販売機の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、速やかに対応し、信頼の確保に努めること。

(事故処置)

第19条 受注者及び従業員の事由により飲料用自動販売機を運営できない場合は、受注者は責任をもって対応し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への飲料の提供に支障を与えないよう努めること。

(契約の解除)

第20条 発注者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 飲料の品質又は経営の放漫等により、発注者が受注者の運営を不相当と認めたとき。
- (2) 発注者が、第11条第1項に定める固定財産貸付許可を取り消したとき。
- (3) 受注者が、第12条第1項に定める手数料を発注者に支払わないとき。
- (4) その他、受注者が本契約に違反したとき。

- 2 受注者は、前項の規定によるこの契約の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。
- 3 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、平成31年度実績の売上高に契約割合〇〇. 〇〇パーセントを乗じた金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 発注者及び受注者は、協定期間満了前に契約を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告すること。

(原状回復)

第21条 この契約が期間の満了又は解除により終了するときは、受注者はその所有に属する物件を撤去し、速やかに貸付物件を発注者に返還すること。

- 2 前項の返還に伴う諸費用は、受注者の負担とする。また、受注者が貸付物件に変更を加えた場合は、受注者が負担して原状に復すること。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第23条 この協定の各条項等の解釈に疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項が発生したときは、双方の協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本正之

(受注者)